

第10 自動火災報知設備

平成23年9月 1日施行

平成25年3月25日改正

平成26年4月 1日改正

平成27年4月 1日改正

1 感知器の設置方法

(1) 感知器は、アからオにより設置すること。

ただし、熱式の感知器で可燃性ガスの滞留するおそれのある場所にあつては、防爆型の感知器を設置すること。

ア 規則第23条第4項第1号ニ（イ）から（ト）まで及び同号ホ（ハ）に掲げる場所に設置する感知器は第10-表1（「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について（平成3年消防予第240号）別表第1」）により、適応感知器を設置すること。

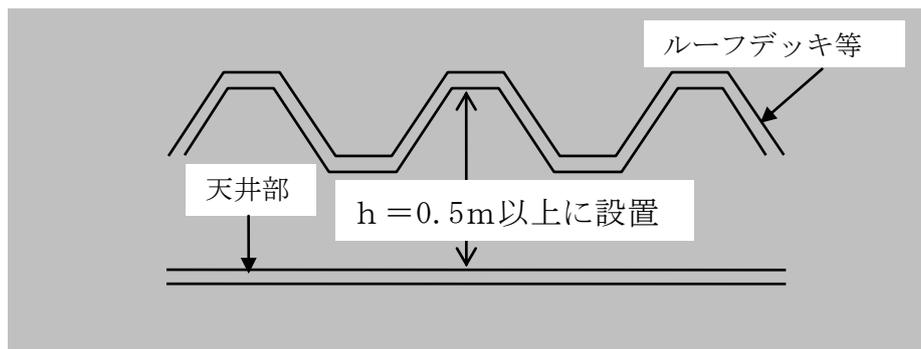
イ 規則第23条第5項各号又は第6項第2号若しくは第3号に掲げる場所のうち、第10-表2の環境状態の項に掲げる場所にあつては同表中の適応感知器又は炎感知器を、規則第23条第5項各号に掲げる場所にあつては同表中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則第23条第6項第2号又は第3号に掲げる場所にあつては同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置した場合は、非火災報が頻繁に発生する又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあつては、規則第23条第4項第1号ニ（チ）に掲げる場所として同表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置すること。

ウ 第10-表1及び表2に示す具体例以外の場所で、環境状態が類似する場所については、当該具体例の場所に準じて設置すること。

エ 2以上の種別を有する感知器（光電式分離型感知器を除く。）の取付け面の高さは、当該感知器が有するすべての種別に対応して定められている規則第23条第4項第2号の規定を、すべて満足する高さであること。

オ 屋根部にルーフデッキ等を使用した場合における規則第23条第4項第1号ハに規定する距離（h）は最も高い屋根裏と天井とし、全体に設置すること。（次図参照）



(2) 煙感知器の設置

規則第23条第4項第7号の規定によるほか、次のとおりとする。

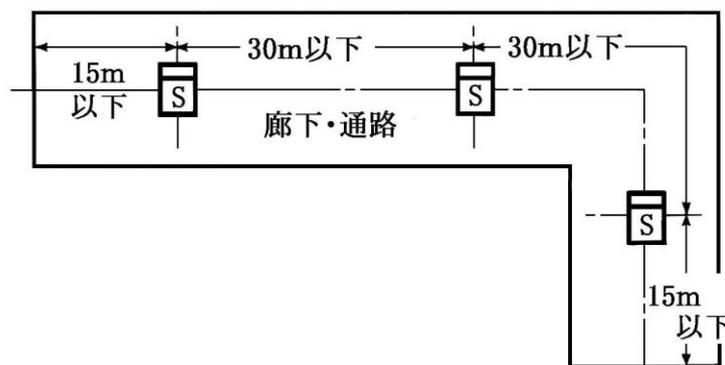
ア 廊下又は通路から階段に至るまでの歩行距離が10m以下であり、当該廊下又は通路と階段が区画されていない場合は、当該廊下又は通路には煙感知器を設置しないことができる。

イ 百貨店、マーケット等の売場部分の通路等と売場部分とが壁体等で区画されていない場合は、当該通路を売場の一部として扱い、一定の面積ごとに感知器を設置すれば足りる。

ウ エレベーターの昇降路は、その最上部に煙感知器を設置すれば足りるが、当該昇降路の上部にエレベーター機械室があり、当該昇降路と当該機械室との間に開口部がある場合は、当該機械室に煙感知器を設置すれば、当該昇降路に煙感知器を設置しないことができる。

エ 外気に面するそれぞれの部分から5m未満の範囲において外部の気流が流通する場所（以下「外部の気流が流通する場所」という。）に該当する開放式の階段及び廊下等で火災の発生を有効に感知することができない場合は、煙感知器の設置を要しない。

オ 廊下及び通路に煙感知器を設置する場合は、次図のように廊下及び通路の中心に、煙感知器相互間の歩行距離が30m以下となるように設けること。



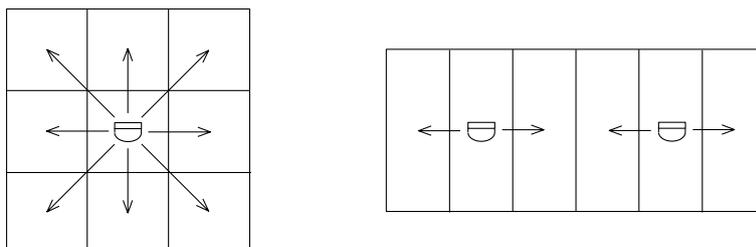
注：廊下及び通路の歩行距離は、原則として中心線にそって測定する。

カ 遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室には、煙感知器を設置すること。

(3) 連続小区画の感知器

はりの深さ0.4m以上1m未満（煙感知器の場合0.6m以上1m未満）の小区画が連続している場合は、次図により設置して差し支えない。

(例)



注：1個の感知器が受け持つ感知区域の面積の合計は、第10-表3の範囲内であること。各区画は、感知器を設置した区画に隣接していること。

(4) 差動式分布型（空気管式）感知器の設置

規則第23条第4項第4号の規定によるほか、次のとおりとする。

ア 別図第10-1のように設けた感知器は、規則第23条第4項第4号ただし書きの規定に適合するものであること。

イ 検出部は、容易に点検できる位置に設けること。

(5) 光電式分離型感知器の設置

規則第23条第4項第7号の3の規定によるほか、次のとおりとする。

ア 感知器は、壁、天井等に確実に取付けるとともに、衝撃、震動等により、光軸がずれないように措置すること。

イ 隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。

ウ 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、規則第12条第1項第5号の規定に準ずること。

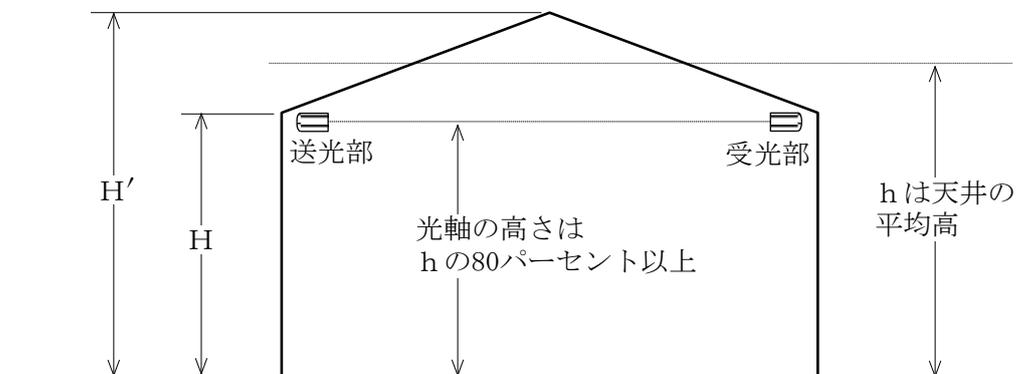
エ 警戒区域が2以上となる場所に、感知器の光軸が交差するように設ける場合は、個々の感知器に対応して受信機の表示を設けること。

オ 1種及び2種の種別を併せて有する光電式分離型感知器を取り付ける天井等の高さは、1.5m未満の高さであること。

カ 天井面が水平でない場合の光軸の高さは、次図によること。

キ 傾斜等がある天井等の設置例（別図第10-2）

ク 送光部及び受光部は、非火災報時の処理や定期点検・調整等ができる場所に設置すること。



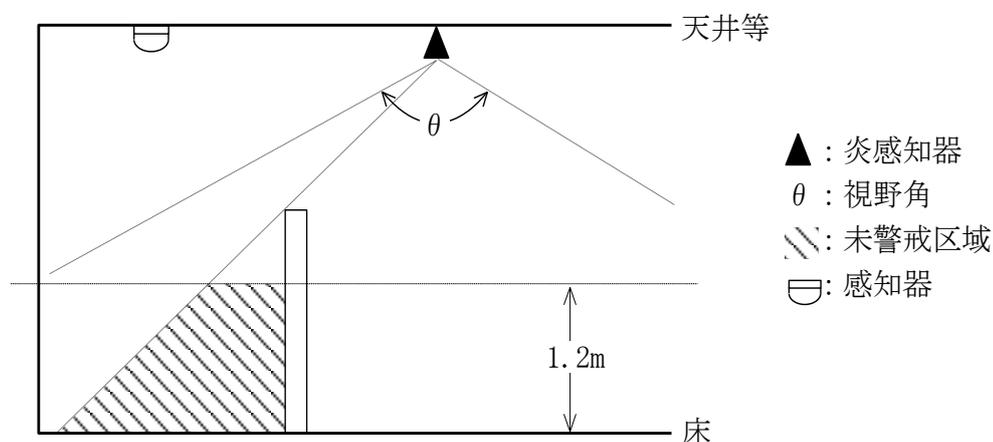
(注) 傾斜天井の場合、天井の平均高は、 $h = \frac{H+H'}{2}$ による。

(6) 炎感知器の設置

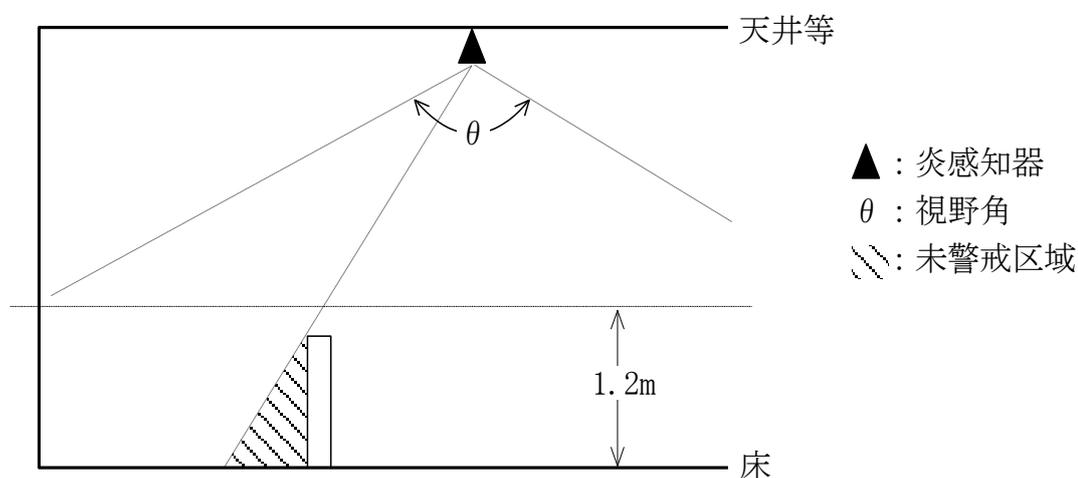
規則第23条第4項第7号の4及び同項第7号の5の規定によるほか、次のとおりとする。

ア 感知器は屋内に設ける場合にあつては屋内型のものを、屋外に設けるものにあつては屋外型のものを、道路トンネルに設ける場合にあつては道路型のものを設置すること。ただし、文化財関係建築物の軒下又は床下及び物品販売店等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設置することができる。

イ 次図のように監視空間に置かれた高さ1.2mを超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器（取付け面の高さ及び当該未警戒区域の面積に応じたもの）を別に設置すること。



ウ 次図のように監視空間に置かれた高さ1.2m以下の物によってさえぎられる部分は感知障害がないものとして取り扱うこと。（放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の自動起動装置として設置する場合も同じ。）



エ 規則第23条第4項第1号ロに規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所（以下「外気流通場所」という。）」又は規則第23条第5項第5号に規定する「感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所」で、当該場所が次に掲げる部分及びこれらに類する部分で、可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合その他延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合は、令第32条を適用して感知器の設置を免除して差し支えないこと。

ただし、以下の条件を満たさない場合は、炎感知器の設置が必要である。

(ア) 開放廊下、開放階段及びバルコニー

(イ) 車寄せの上屋及び建物のひさし等の下部

(ウ) 荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部のうち、使用時間外等無人時において当該部分に可燃物がない等良好な防火管理が期待できるもの（この場合、特例適用願の提出が必要である。）

オ 外気流通場所以外の場所に設けられた特殊又は1種の熱感知器が、外気流通場所も有効に感知できるように設けられている場合は、炎感知器を設置しないことができるものとする。

また、駐車のために供する部分がすべて外気流通場所に該当する場合は、感知器を設けないことができるものとする。

カ 煙感知器及び熱煙複合式スポット型感知器は非火災報のおそれがあることから、規則第23条第5項第6号の規定により地階、無窓階及び11階以上の部分に設置する場合で、当該部分が駐車のために供されている場合は、規則第23条第5項の規定に基づき炎感知器を設置するか、又は規則第23条第5項の規定に係わらず特殊又は1種の熱感知器を設置できる。

(7) アナログ式感知器の設置

ア アナログ式感知器の各種設置については、規則第23条第7項の規定によること。

イ アナログ式感知器から受信機までの配線については、規則第12条第1項第5号の規定によること。

2 警戒区域

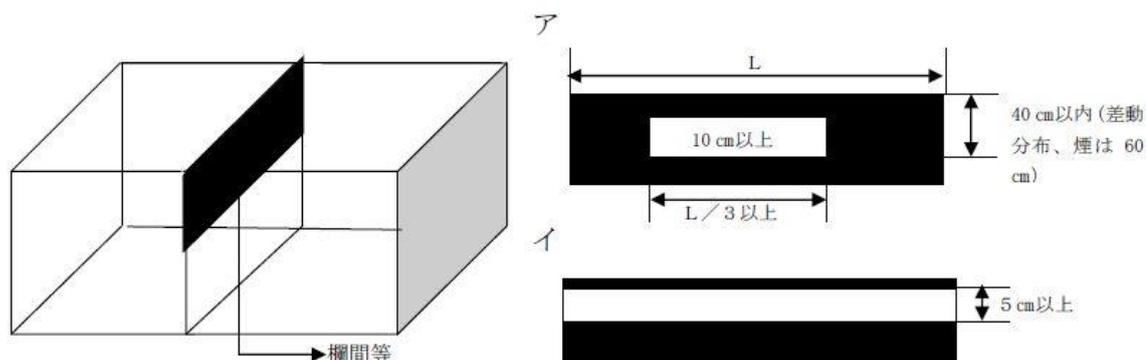
(1) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所と、居室、廊下、通路等とは別の警戒区域とすること。ただし、パイプシャフト等が各階毎に床打ちされている場合は、パイプシャフト等を当該階の警戒区域に含めることができる。

(2) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一の防火対象物に2以上あり、これらのうち、相互間の水平距離が50m以下の場合は、同一の警戒区域として設定することができる。

(3) 階段及び傾斜路の警戒区域は、垂直距離45mごとに一の警戒区域として設定すること。

(4) 警戒区域の面積の合計が500㎡以下であり、当該警戒区域内ごとに容易に感知器等の作動状況を確認できる階段がある場合は、二の階にわたって警戒区域を設定することができる。

(5) 1感知区域とすることができる区画は規則第23条第4項第3号の規定によるほか、次図のいずれかに適合する場合とする。



(6) 主要な出入口からその内部を見通すことができる防火対象物又はその部分に、光電式分離型感知器と他の感知器を併せて設置する場合及び炎感知器を設置する場合は、警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができる。

(7) 光電式分離型感知器の監視区域等の設定

傾斜等がある天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）、凹凸がある壁面を有する防火対象物等に光電式分離型感知器を設ける場合は、規則第23条第4項第7号の3の規定によるほか、次によること。

（別図第10-2参照）

ア 傾斜等がある天井等を有する防火対象物

傾斜形天井等（切妻、片流れ、のこぎり、差掛、越屋根等の形状を有する屋根の下面等をいう。以下同じ。）における監視区域の設定は、次によること。

(7) 傾斜形天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）を有する防火対象物に感知器を設置する場合は、一の感知器の監視区域（1組の感知器が火災を有効に感知することのできる区域で、光軸を中心に左右に水平距離7m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。以下同じ。）を、最初に天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定するとともに、順次監視区域が隣接するように設定すること。ただし、天井等の高さが最高となる部分の80%の高さより、軒の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号で規定する軒の高さをいう。）が高い場合は、この限りでない。

(イ) 越屋根を有する傾斜形天井等における監視区域の設定

a 越屋根部の幅が1.5m以上の場合、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次監視区域を隣接するように設定すること。

ただし、越屋根を換気等の目的に使用する場合は、当該越屋根を支える大棟にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。

b 越屋根部の幅が1.5m未満の場合、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに、順次監視区域を隣接するように設定すること。

(ウ) アーチ、ドーム形の天井等における監視区域の設定

a アーチ形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合は、監視区域を

アーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定すること。

- b ドーム形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合は、当該感知器の光軸が、ドーム形天井等の各部分の高さの80%内に収まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。

イ 凹凸がある壁面を有する防火対象物

監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7m以下とすること。

この場合、凹凸の深さが7mを超える部分は、未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完すること。

ウ 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物

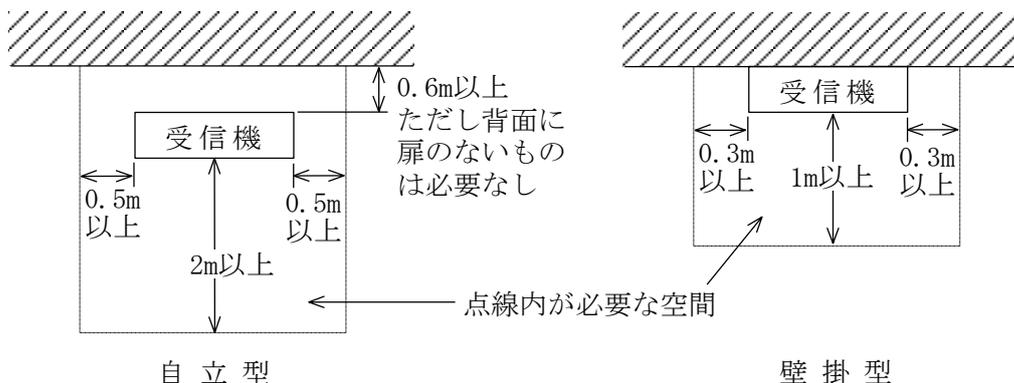
感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。

ただし、感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合は、隣接する感知器の水平距離を1m以内とすること。

3 中継器及び受信機

規則第24条の2に規定するほか、次のとおりとする。

- (1) 受信機は、床又は壁に堅固に固定すること。
- (2) 受信機は防災センター等に設置し、その設置位置は次図に示すように、操作、点検等に必要の保有距離を確保すること。



- (3) 規則第24条第2号トに規定する、受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備（以下「相互通話設備」という。）については、次のいずれかの設備とする。ただし、同一室内に2以上の受信機が設けられている場合は、相互通話設備を

設けないことができる。

ア インターホン

イ 非常電話

ウ 構内電話で非常用の割り込みができるもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

エ 発信機（受信機と相互同時通話ができるものに限る。）

(4) 受信機の供給電圧が60Vを超える金属製外箱は、接地工事を施すこと。

(5) 蓄積式中継器及び受信機で、その設置時又は点検時に蓄積時間の設定値を変えることができる機能を有するものは、規則第24条第7号の規定によりそれぞれの蓄積時間が設定された後は、防火対象物の関係者等により当該設定値を容易に変更することができない措置が施されていること。

(6) 二信号式受信機は、一の警戒区域の感知器から異なる信号を受信した場合に地区音響装置が自動的に鳴動する機能を有するものであるので、一の警戒区域が壁等によって区画されている場合は、それぞれの区画された部分においても2以上の火災信号を発生することができるように感知器が設けられていること。

4 電源

(1) 常用及び非常電源に蓄電池を使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和48年2月10日消防庁告示第2号）によること。

なお、予備電源の容量が非常電源の容量を満足すれば、非常電源に替えることができる。

(2) 蓄電池から受信機に至る配線の途中で主電源の各極を開閉できる開閉器及び最大負荷電流1.5～2.0倍の定格電流の密閉ヒューズを設けること。

(3) 主電源に交流低圧屋内幹線を使用する場合は、当該幹線の分岐点から電線の長さで1.5m以下のところに、主電源の各極を開閉できる開閉器及び最大負荷電流の1.5～2.0倍で、少なくとも3A以上の定格電流の自動しゃ断器を設けること。

(4) 主電源の自動火災報知設備の開閉器には、その旨の表示を見やすい箇所に赤色で行うこと。

5 発信機

(1) 発信機に係る表示灯には、非常電源を要さないこと。

(2) P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用

いることができること。

6 地区音響装置

(1) 地区音響装置は、各階ごとにその階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設置することとされているが、防火対象物の構造、区画、扉等により聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用するかベルのみ増設する等、各部分において適正に警報音が聞き取れるように設置すること。

(2) 規則第24条第5号ハにおいて、区分鳴動方式の地区音響装置は、「一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること」とされているが、前者の場合の「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮して概ね数分とし、最大でも10分以内とすること。

また、後者の場合の「新たな火災信号」については、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当すること。

(3) 規則第24条第5号イ（ロ）及び第5号の2イ（ロ）に規定する「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」に該当するものについては、次のア又はイによること。

ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホール）等で、室内の音響が大きいため他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

(4) 規則第24条第5号イ（ロ）及び第5号の2イ（ロ）に規定する「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」ものとは、任意の場所で65dB以上の音圧があるものをいう。ただし、当該場所における他の警報音又は騒音等（以下「暗騒音」という。）が65dB以上ある場合は、次のア及びイに示す措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずること。

なお、常時人がいる場所（ディスコやライブハウスの受付等）に受信機又は火災表

示盤等が設置され、地区音響装置の作動時、地区音響装置以外の音が当該場所で手動で停止できる場合は、令第32条の規定を適用し、当該地区音響装置は「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるもの」として取り扱って差し支えないものとする。

ア 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも6 dB以上強くなるように措置されていること。

イ 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止すること。

(5) 規則第24条第5号イ（ハ）及び第5号の2イ（ハ）に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されている」とは、次のいずれかに適合するものとする。

ア 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止するように措置がされている。

イ 常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等が設置され、地区音響装置の作動時、地区音響装置以外の音が当該場所で手動で停止できるようにされている。（令第32条適用）

ウ 令別表第一（2）項ニの個室（遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室。以下「個室」という。）部分に設ける地区音響装置で次の（ア）から（ウ）までに適合するもの

（ア）地区音響装置を個室の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が10 m以下となるように設けること。

（イ）地区音響装置の設置場所は、個室（天井まで達していない間仕切その他これに類する施設に限る。）の上端より高く設置すること。

（ウ）任意の場所で65 dB以上の音圧が確保されていること。

7 無線式自動火災報知設備

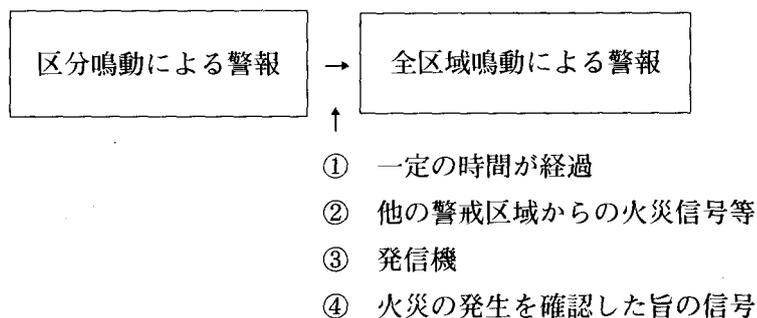
「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について（平成21年政令消防予第119号）第1無線式自動火災報知設備に関する事項」の規定によること。

8 特定小規模施設用自動火災報知設備

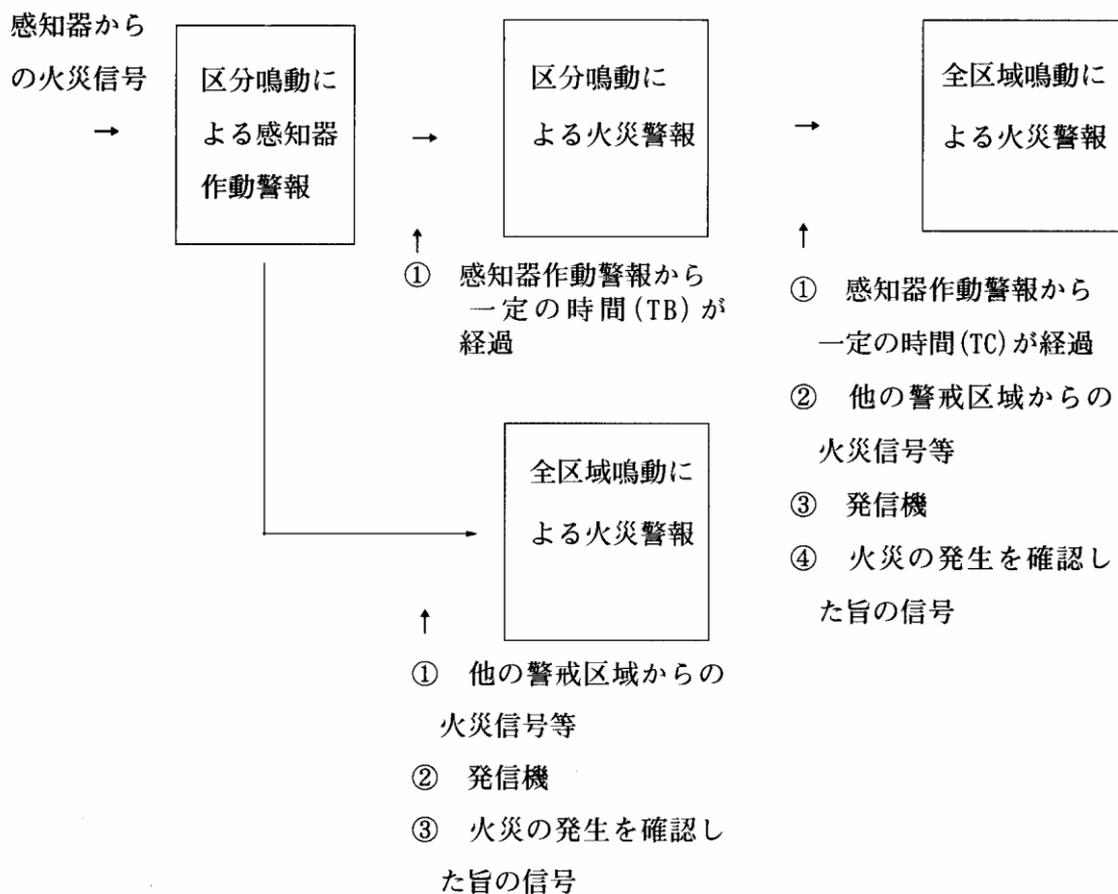
「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について（平成20年通知消防予第345号）」「特定小規模

施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）」「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）」「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について（平成21年政令消防予第119号）」の規定によること。

<参考1> 音響により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例（区分鳴動方式）

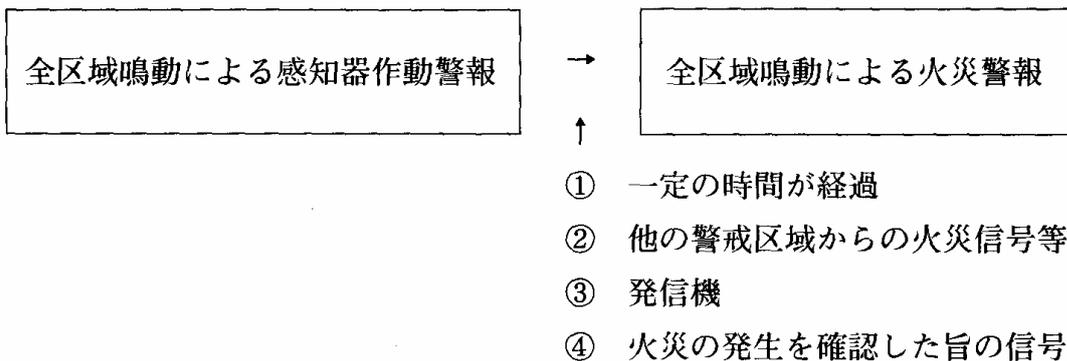


<参考2> 音声により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例（区分鳴動方式）



備考：一定の時間（TB）：感知器作動警報から火災警報までの時間
 一定の時間（TC）：区分鳴動から全区域鳴動までの時間

<参考3> 音声により警報を発するものに係る鳴動切替方式の例（区分鳴動方式以外）



第10-表1

設置場所		適応熱感知器								熱アナログ式スポット型	炎感知器	備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式					
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第二十三条第四項第一号二(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1. 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2. 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3. 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4. 定温式感知器を設ける場合は特種が望ましいこと。 5. 紡績、製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては、特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。	
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	1. 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2. 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3. 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生する場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1. 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2. 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3. 定温式感知器を設ける場合は、特種がのぞましいこと。
	厨房その他正常時に置いて煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。

設置場所		適応熱感知器								熱アナログ式スポット型	炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式				
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鑄造場、映写室、スタジオ	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1. 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2. 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウエーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1. 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。 2. 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3. 上記2. の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
結露が生ずる場所	スレート又は鉄板葺いた倉庫・工場、パッケージ型冷却機用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1. 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2. 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鑄造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 5 多信号感知器にあっては、その有する種別・公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表-1により適応感知器とされたものであること。

第10-表2

設置場所	環境状態	具体例	適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考
			差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所		会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○			○*		○*	○	○		
就寝施設として使用する場所		ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○	
煙以外の微粒子が浮遊している場所		廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○
風の影響を受けやすい場所		ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○*		○*	○	○	○
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所		階段、傾斜路、エレベータ、昇降路等							○		○	○	○	光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所		電話機械室、通信機械室、電算機室、機械制御室等							○		○	○	○	
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所		体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部で感知器取り付け高さが8メートル以上の場所		○								○	○	○

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示す。
 2 ○*は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合においては15メートル未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合においては20メートル未満の天井高さで設置するものであること。
 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表-2により適応感知器とされたものであること。
 9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

第10-表3

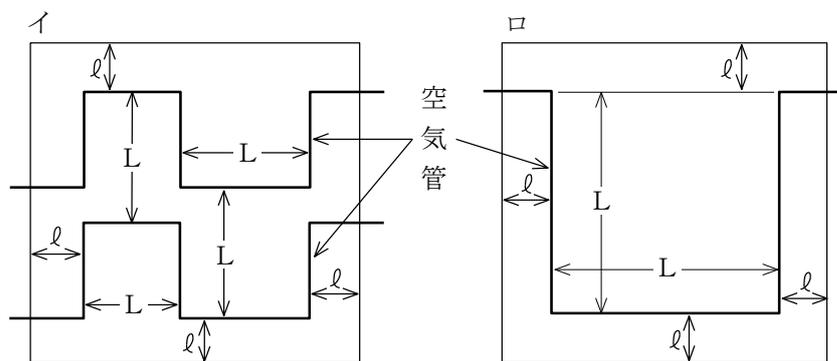
スポット式の場合

	使 用 場 所	感 知 器 種 別	感 知 区 域 の 合 計 面 積
差 動 式 ス ポ ット	主要構造部を耐火構造とした 防火対象物又はその部分	1 種	20 m ²
		2 種	15 m ²
	そ の 他 の 構 造	1 種	15 m ²
		2 種	10 m ²
定 温 式 ス ポ ット	主要構造部を耐火構造とした 防火対象物又はその部分	特 種	15 m ²
		1 種	13 m ²
	そ の 他 の 構 造	特 種	10 m ²
		1 種	8 m ²

煙感知器の場合

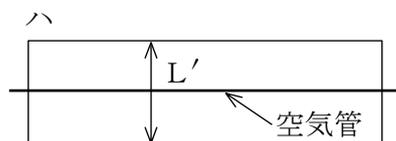
取 付 け 面 の 高 さ	感 知 区 域 の 合 計 面 積		
	1 種	2 種	3 種
4 m 未 満	60 m ²	60 m ²	20 m ²
4 m 以上 8 m 未 満	60 m ²	60 m ²	
8 m 以上 15 m 未 満	40 m ²	40 m ²	
15 m 以上 20 m 未 満	40 m ²		

別図第10-1

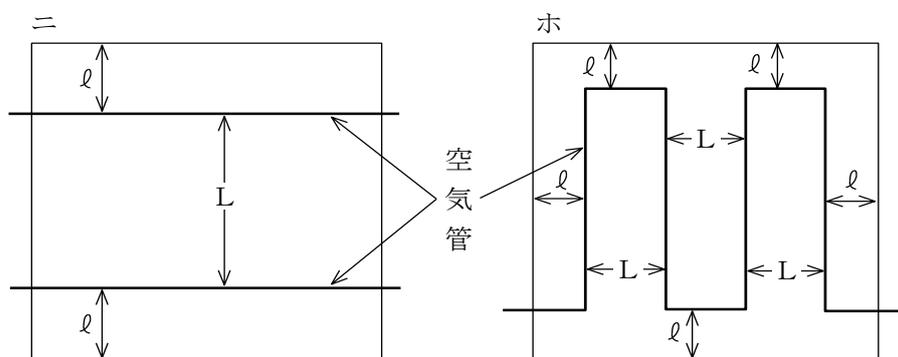


ℓ は1.5m以下
Lは6m以下（主要構造部を耐火構造したものの場合は、9m以下）

ℓ は1.5m以下
Lは6m以下（主要構造部を耐火構造したものの場合は、9m以下）



L' は2m以下（主要構造部を耐火構造としたものの場合は、3m以下）



ℓ は1.5m以下
Lは5m以下（主要構造部を耐火構造したものの場合は、6m以下）

ℓ は1.5m以下
Lは6m以下（主要構造部を耐火構造したものの場合は、9m以下）

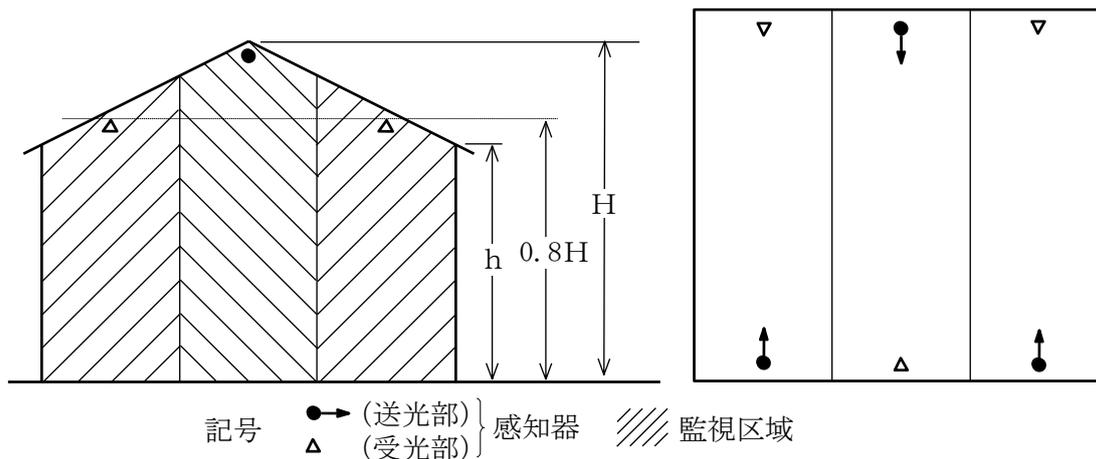
別図第10-2

1 傾斜型天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）における感知器の設置例

(1) 傾斜型天井等の例

ア 軒の高さ（ h ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ

（ H ）の80%未満となる場合（ $h < 0.8H$ ）

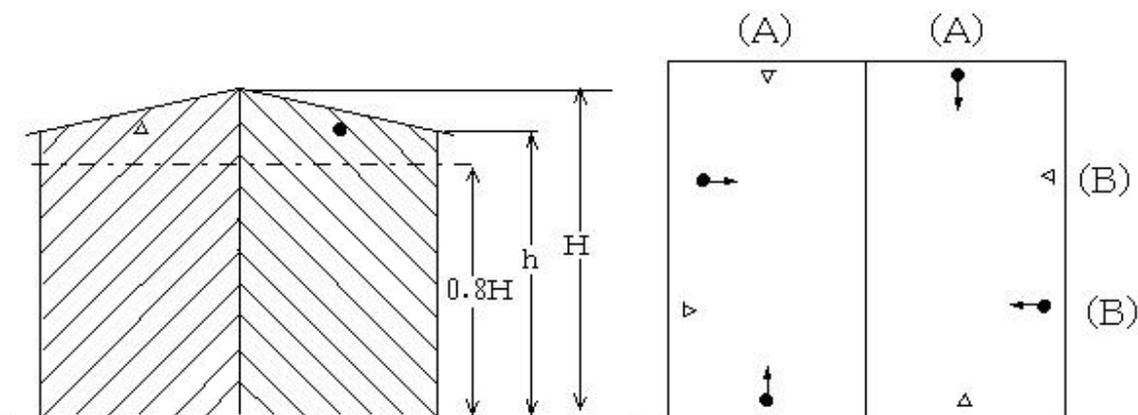


（以下の図において同じ。）

イ 軒の高さ（ h ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ

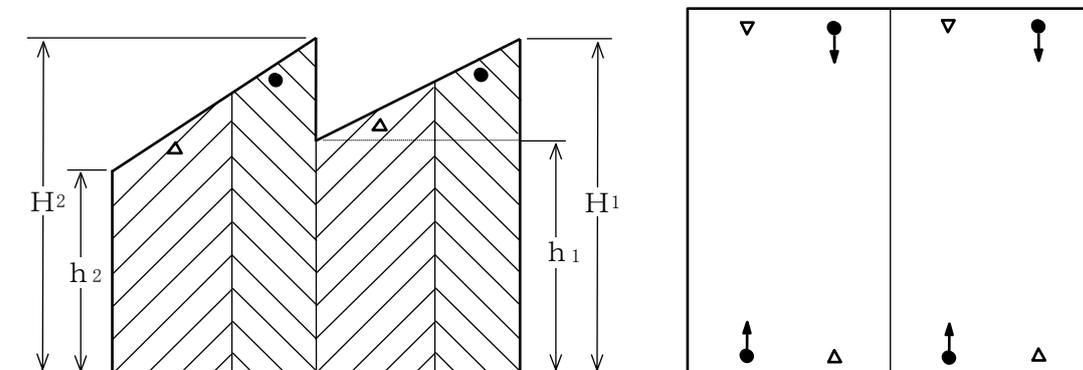
（ H ）の80%以上となる場合（ $h \geq 0.8H$ ）

この場合の例においては、光軸の設定は、A方向（棟方向）又はB方向（棟方向と直角）のいずれでもよい。

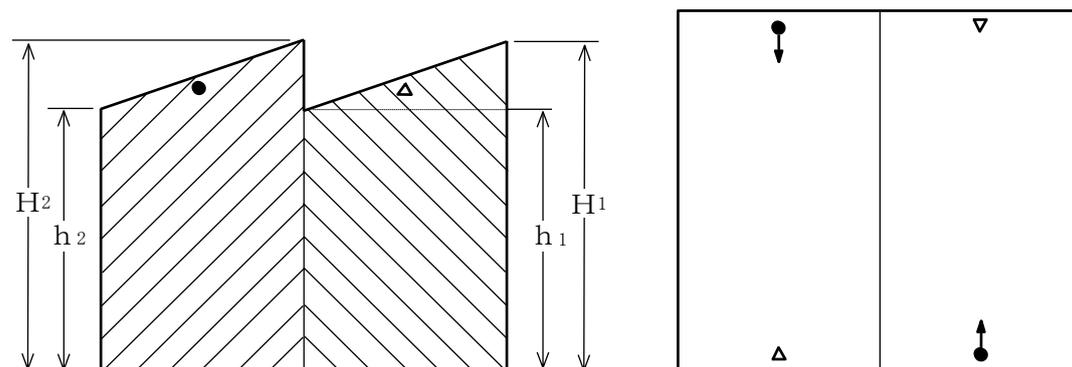


(2) のこぎり形天井等の例

ア 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%未満となる場合 ($h_1 < 0.8H_1$ 又は $h_2 < 0.8H_2$)

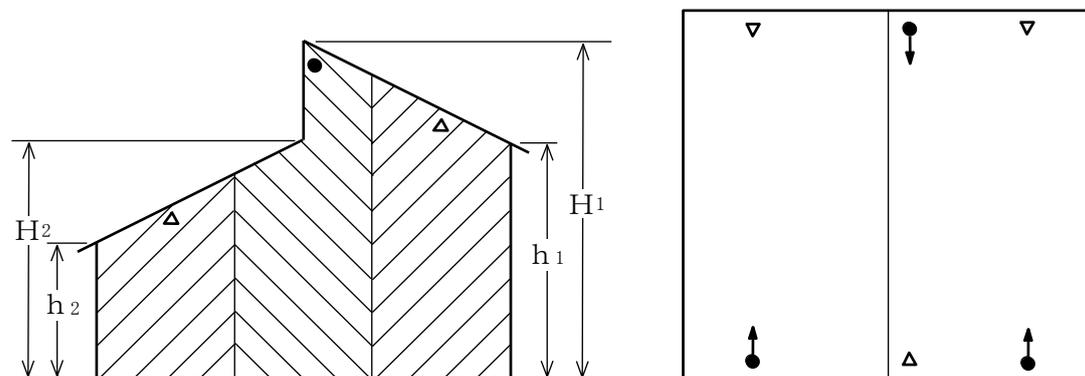


イ 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%以上となる場合 ($h_1 \geq 0.8H_1$ 又は $h_2 \geq 0.8H_2$)

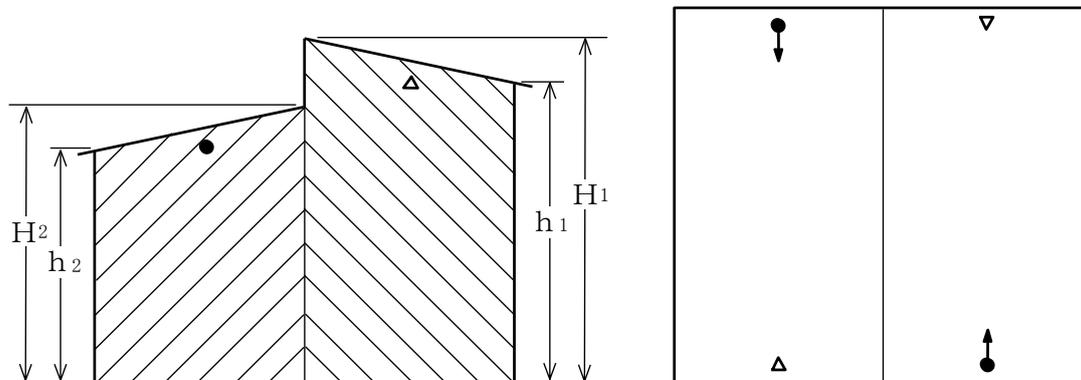


(3) 差掛形天井等の例

ア 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%未満となる場合 ($h_1 < 0.8H_1$ 又は $h_2 < 0.8H_2$)



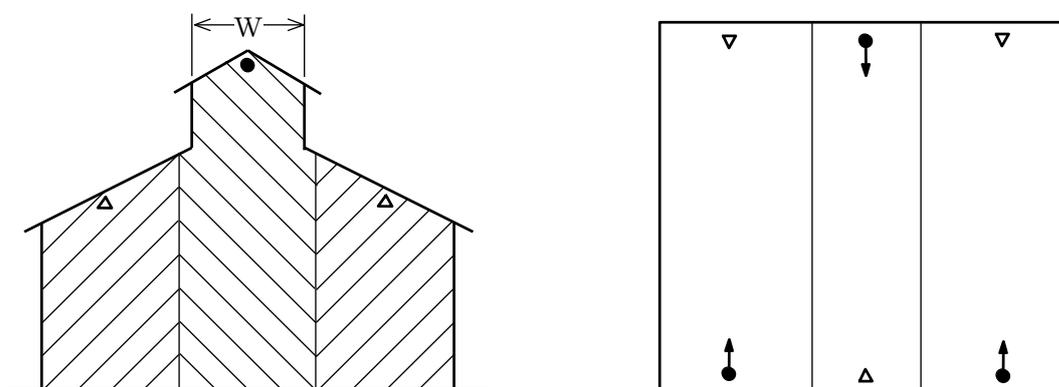
イ 軒の高さ（ h_1 、 h_2 ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（ H_1 、 H_2 ）の80%以上となる場合（ $h_1 \geq 0.8H_1$ 又は $h_2 \geq 0.8H_2$ ）



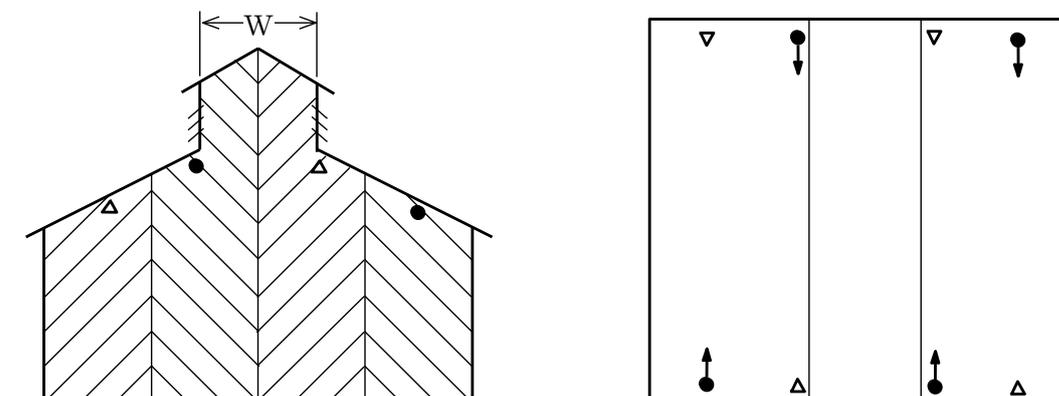
2 越屋根の形状を有する傾斜型天井等における感知器の設置例

(1) 越屋根部の幅（ W ）が1.5m以上の場合

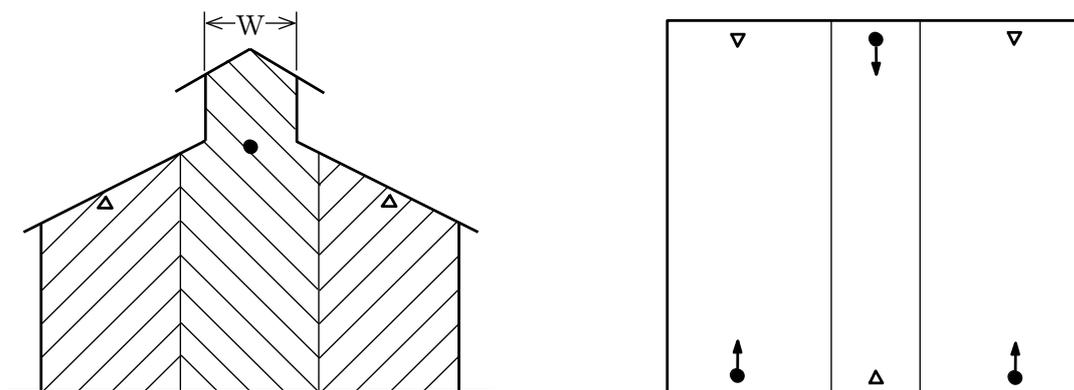
ア 越屋根部が換気等の目的に使用されていない場合



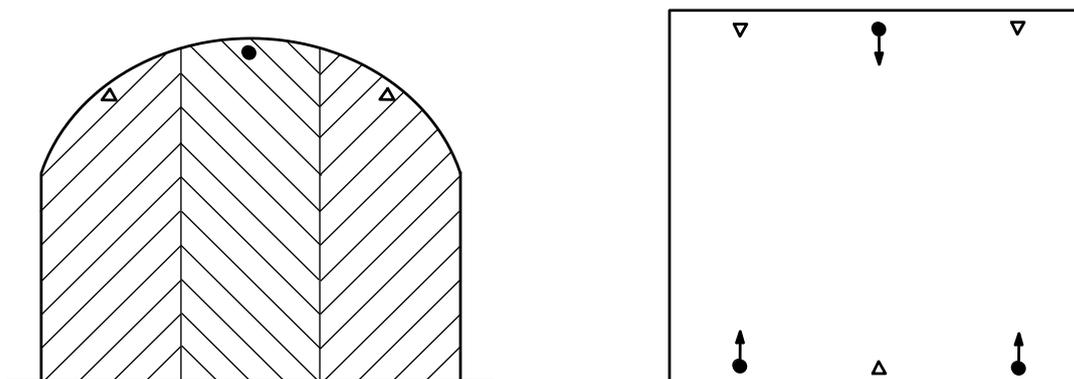
イ 越屋根部が換気等の目的に使用されている場合



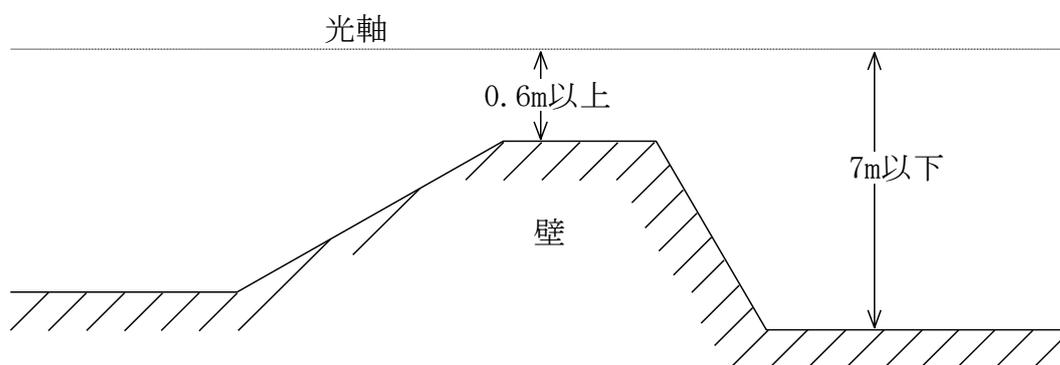
(2) 越屋根部の幅 (W) が 1.5 m 未満の場合

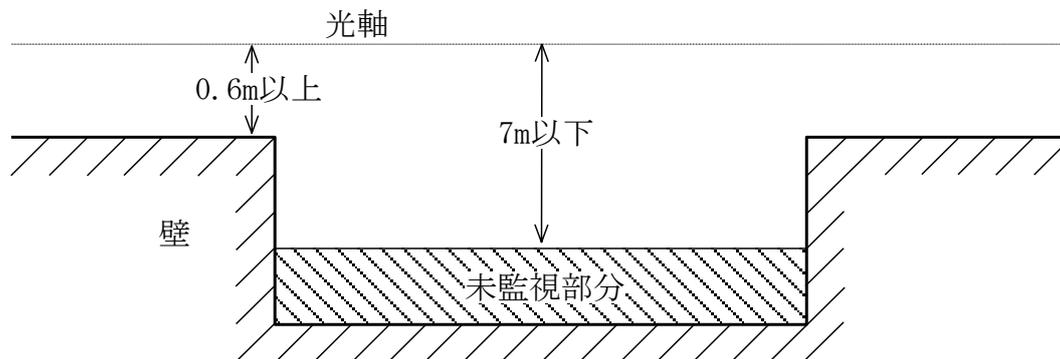


3 アーチ、ドーム形天井等における感知器の設置例



4 凹凸がある壁面を有する防火対象物における感知器の光軸の設置例

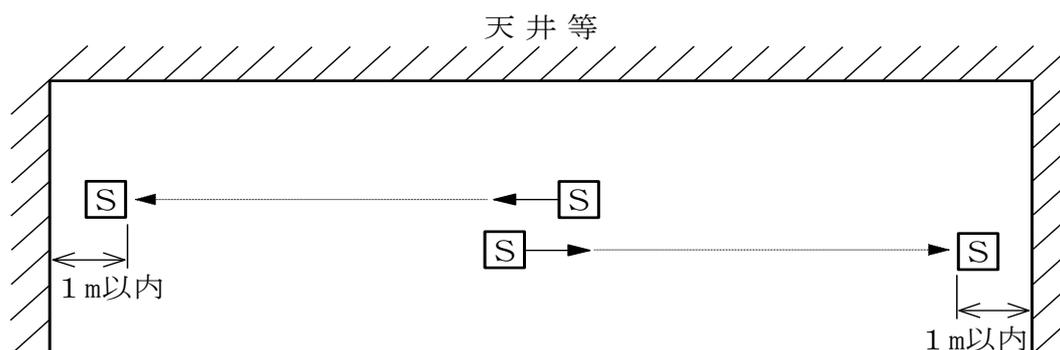




※ 未監視部分を、スポット型感知器等で補完

5 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物における感知器の設置例

(1) 点検等のための通路（キャットウォーク等。以下同じ。）がない場合



(2) 点検等のための通路がある場合

